

## 令和8年度空き家相談窓口運營業務委託に係る契約希望者の公募について

令和8年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県では、増加する空き家の問題に対応するため、県民の空き家に関する相談を適切な相談先に取り次ぐ窓口を設置します。

については、この事業の実施（受託）を希望する事業者を次により募集します。

### 1 事業の趣旨

県民から空き家に関する相談を受け付け、岩手県空家等対策連絡会議の構成員が設置する相談窓口（以下「専門家相談窓口」という。）に取り次ぎ等を行い、相談対応ノウハウを蓄積するとともに、当該相談内容及び解決状況について調査・分析を行い、窓口の設置と事業者の収益との関連性を把握する。

### 2 委託業務の名称及び数量

令和8年度空き家相談窓口運營業務 一式

### 3 委託業務の内容

#### (1) 相談対応

窓口を設置し、対面・電話・メールにより相談を受け付け、専門家相談窓口に取り次ぐ。

なお、取り次ぎの方法は、専門家相談窓口相談内容を伝達し、対応可能な相談内容かを確認の上行うものとし、実際の相談については相談者と専門家相談窓口が個別に調整の上行う。相談先が複数に渡る場合は、各相談項目に対応する専門家相談窓口を教示する。

その他、専門家相談窓口に取り次ぐことを要しない軽微な相談に応じる。

#### (2) 窓口の周知

窓口の設置やその内容について周知を行う。

#### (3) 相談内容及び解決率等の追跡調査

専門家相談窓口に取り次いだ相談内容の傾向について把握すると共に、相談者又は相談窓口若しくは両方に対しアンケート調査を行い、問題の解決状況や解決方法及び事業者の収益の状況について把握する。

### 4 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 5 資格要件

- (1) 岩手県内に主たる事務所を有し、3に記載する業務の実施が可能な者であり、特定の建築関連事業者及び不動産関連事業者等と利害関係を有しない者であること。
- (2) 本業務の実施について、県の要請に応じて速やかに対応できる体制を整えていること。
- (3) 岩手県内における類似の業務経験を有し、かつ、本業務の的確な遂行に必要な組織、体制、人員を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、機材等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 応募から契約候補者を選定するまでの間に、岩手県から指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

## 6 業務実施希望届の提出

本委託業務の実施（受託）を希望する場合は、別紙「令和8年度空き家相談窓口運営業務実施希望届」を令和8年3月12日（木）16:00までに担当課まで提出してください。

## 7 その他

- (1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きです。
- (2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、企画競争に移行します。なお、要件を満たす応募者は、企画競争の参加者となることができます。
- (3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができます。
  - ア 応募者に要件を満たす者がいないとき
  - イ 応募者がいないとき
- (4) 本業務の契約希望者の募集は、岩手県の令和8年度当初予算の成立を前提としているもので、県議会の2月定例会において否決された場合には、中止又は変更する可能性があります。

### 〔お問い合わせ・書類提出先（担当課）〕

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（岩手県庁8階）

岩手県県土整備部建築住宅課（建築指導担当） TEL019-629-5937